

神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会の役割

1 評価委員会の概要

(1) 設置の根拠

地方独立行政法人法第11条第1項、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例

(2) 設置年月日

令和7年4月1日

(3) 位置付け

知事の附属機関

(4) 役割

中期目標、中期計画、業務実績の評価等について知事に対し意見の提示を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を果たす。

(5) 組織・運営

- 委員 委員6人以内、学識経験のある者のうちから知事が委嘱
任期2年（再任可）
- 委員長 委員の互選により選出
会務を総理し、委員会を代表
代理をする委員（副委員長）を指名
- 会議 委員長が招集し、委員長が議長となる
開催にあたっては、委員の過半数の出席が必要
議決にあたっては、出席委員の過半数で議事を決する

2 評価委員会の業務

(1) 各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績評価についての意見の提示

- ・ 各事業年度の業務の実績評価（条例第3条第2号）
- ・ 中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績評価（法第28条第4項）
- ・ 中期目標期間の業務の実績評価（条例第3条第2号）

(2) 知事の作成・認可等についての意見の提示

- ・ 中期目標の作成・変更（法第25条第3項）
- ・ 中期計画の作成・変更の認可（条例第3条第1号）
- ・ 中期目標期間の終了時の組織・業務全般にわたる検討（法第30条第2項）
- ・ 出資等に係る不要財産の納付、譲渡の認可（法第42条の2第5項）
- ・ 重要な財産の処分の認可（法第44条第2項）

(3) 意見の申し出

- ・ 役員報酬等の支給基準（法第56条第1項）

※新設・吸収合併等の見込まれない業務は省略している